

障害者手帳における誤記載について

1 概要

障害者手帳(療育手帳・身体障害者手帳)において、障がいの程度に応じて、旅客運賃の減額が受けられるが、今般、過去に発行した一部の手帳に記載している旅客運賃減額区分に記載の誤りがあった。

療育手帳:知的障がいのある方が、様々なサービスや優遇措置を受けやすくすることを目的に、都道府県が発行する。

身体障害者手帳:身体障がいのある方が、様々なサービスや優遇措置を受けやすくすることを目的に、都道府県、政令指定都市、中核市が発行する。

○ 旅客運賃減額区分とは

公共交通機関の運賃割引の区分で障がいの程度により、第一種は、「本人と介助者」、第二種は、「本人のみ」が半額となる。

(JRの例。割引は各旅客事業者により異なる。)

2 誤記載の内容と再発防止

(1) 療育手帳(発行総数:16,155件)

(ア) 誤記載の内容及び件数:46件

- ・障がいの程度Aの方に「第二種」と記載(7件)
- ・障がいの程度Bの方に「第一種」と記載(2件)
- ・記載漏れ(37件)

⇒正しい記載

障がいの程度A→第一種、障がいの程度B→第二種

(イ) 再発防止について

現在の交付事務システム運用以前(R6.3)に、療育手帳を発行する決裁を基に、障がいの程度がAであれば本来、第1種とすべきところを誤って第2種に、逆に障がいの程度がBであれば本来、第2種とすべきところを誤って第1種にする記載ミス及び記載漏れが生じた。

現在は、システム上で、障がいの程度に応じた減額区分を自動で判別し、手帳を印刷・発行しているため、同様のミスは発生しない。

(2) 身体障害者手帳(発行総数 39,182 件)

(ア) 誤記載の内容及び件数: 225件

〈誤記載の例〉

- ・体幹不自由 2 級及び 3 級の方に「第二種」と記載
- ・心臓機能障害 4 級の方に「第二種」と記載 等

⇒正しい記載

体幹不自由：1 級～3 級→第一種

心臓機能障害：1 級～4 級→第一種

(イ) 再発防止について

現在の身体障害者手帳の交付事務システム運用以前 (R5. 10) に、手帳を発行する決裁において、障がい等級等を基に減額区分を判断して記入していたところ、減額区分を誤認したものについて、誤った内容の台帳データが作成され、それをもとに印刷発行された。

現在は、システム上で障がいの程度に応じた減額区分を自動で判別し、手帳を印刷・発行しているため、同様のミスは発生しない。

3 今後の対応

判明した手帳の誤記載を速やかに訂正することに全力を尽くす。県から状況を説明する文書を直接対象者に送付するとともに、順次、県職員がお宅を訪問するなどして、訂正等の手続きを進めていく。さらに、不明な点がある方や間違いに気づいた方からの相談を受ける専門の窓口を福祉総合支援センター内に設置する。早急に訂正が必要な方は、療育手帳は管轄の福祉総合支援センター、東予子ども・女性支援センター、南予子ども・女性支援センターに、身体障害者手帳は福祉総合支援センターに手帳を持参頂ければ、その場で訂正する。まずは相談窓口に電話いただきたい。

【障害者手帳相談窓口】

住 所：松山市本町七丁目 2 番地
愛媛県福祉総合支援センター内

専用ダイヤル：089-908-5801

窓口対応日時：月～金 9 時～17 時 (祝日、年末年始は除く)

※4月29日(祝)は窓口対応いたします。

4 記載誤りがあった各手帳について

【療育手帳】

本 人		判定の記録	
性別	住 所	障害の程度 (総合判定)	合併障害 (身体障害 級)
男・女		A 又は B	判定年月日
			次の判定年月
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第一種、第二種知的障害者			判定機関
保 者		判定の記録	
氏 名	職 業	障害の程度 (総合判定)	合併障害 (身体障害 級)
障がい程度 (A 又は B) により第一種又は第二種欄に手書きにより「○」を記載			判定年月日
			次の判定年月
住所			判定機関

【身体障害者手帳】

<p style="text-align: center;">障害名</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">障がい等級等により「第一種」又は「第二種」を判断し、印刷発行</p> </div>	<p style="text-align: center;">身 体 障 害 者 手 帳</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">愛 媛 県</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">身体障害者等級表による等級 級</p> <p style="text-align: right;">旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第一種</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年〇月〇日 交付</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">愛媛県 </p> </div>
--	---

問合せ先

愛媛県保健福祉部 生きがい推進局 障がい福祉課
療育手帳：二宮【内線 3687】

身体障害者手帳：木原【内線 3685】

TEL 089-912-2422